

教 生 学 第 6 3 7 号

令和5年(2023年)9月1日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市除く) 様
(市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大槻直広

北海道教育庁学校教育局高校教育課道立学校配置・制度担当課長 手塚和貴

宗教との関わりに起因する被害の救済を求める旨の相談に対応するための相談フロー図
の改訂等について(通知)

このことについては、令和4年(2022年)10月11日付け教生学第725号通知並びに令和4年(2022年)11月14日付け教生学第863号通知「『旧統一教会』問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について」を踏まえ対応いただいているところですが、この度、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

つきましては、宗教との関わりに起因する被害の救済を求める旨の相談が寄せられた場合には、相談の趣旨を的確に把握して、当該事案の解決にとって最もふさわしい措置を採るようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

生徒指導・学校安全課企画・調整係
生徒指導・学校安全課生徒指導係
高校教育課学校制度係



事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 2 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

宗教との関わりに起因する被害の救済を求める旨の相談に対応
するための相談フロー図の改訂等について（周知）

宗教との関わりに起因する被害の救済を求める旨の相談については、昨年 1 月に「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において取りまとめられた「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」に基づき、法テラスの「靈感商法等対応ダイヤル」を中核とした関係機関、団体のネットワーク化による総合的な相談体制が構築され、貴教育委員会においても相談対応に取り組んでいただいているところです。

今般、総合的な相談体制に係る相談フロー図及び「お悩みの解決のヒントとなる Q & A」について、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 9）による消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部改正、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 1 0 5 号）の施行、関係省庁等の所管業務に係る解説等の発出等及び前記総合的な相談体制に係る相談窓口の追加等を踏まえ、それぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおり改訂が行われました。

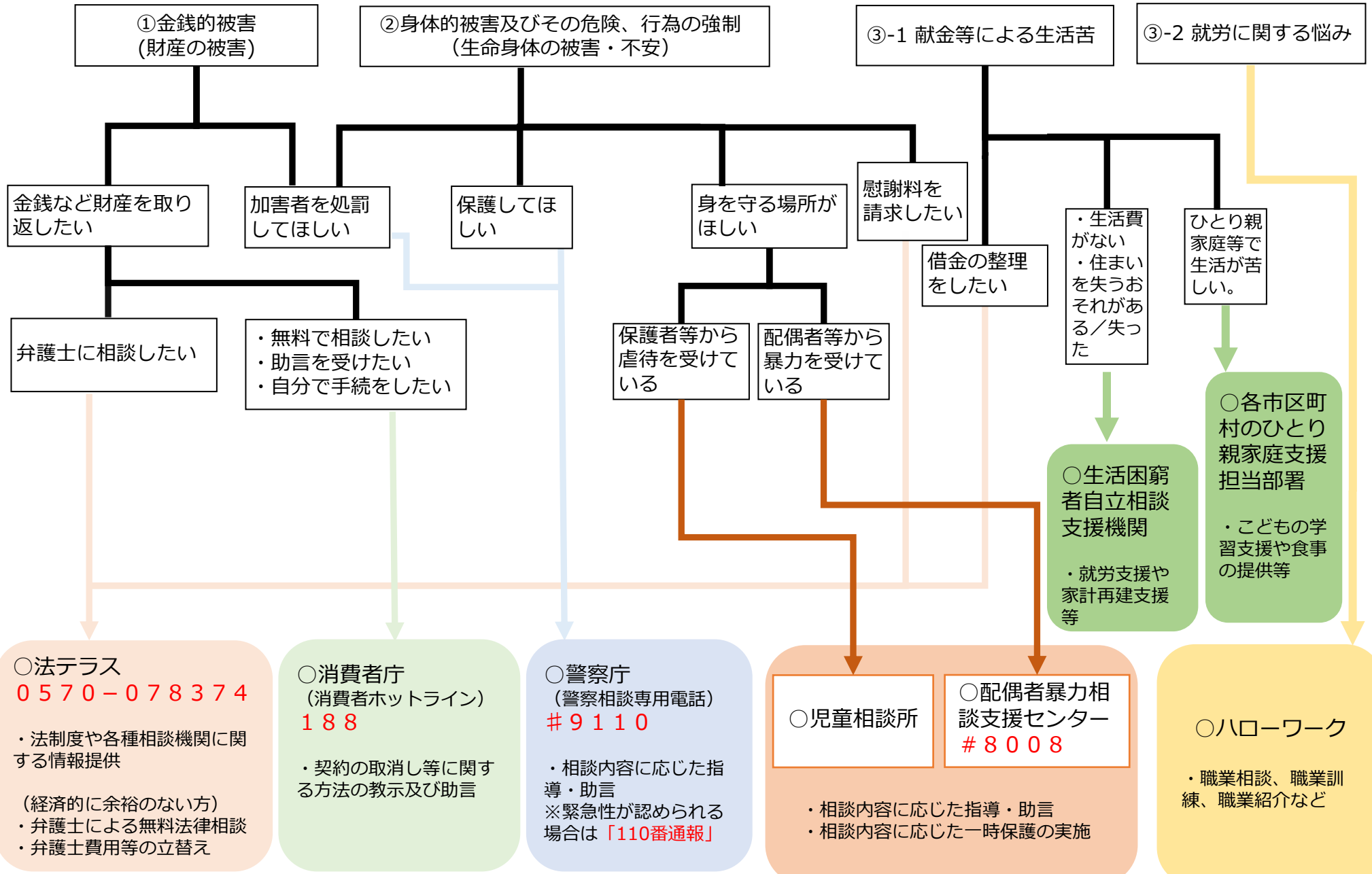
つきましては、宗教との関わりに起因する被害の救済を求める旨の相談が寄せられた場合には、「靈感商法等対応ダイヤル」から貴教育委員会を紹介された相談者から相談を受けた場合を含め、改訂後の上記資料を参照するとともに、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について（通知）」（令和 4 年 1 0 月 6 日付 4 初児生第 2 0 号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）のとおり、相談の趣旨を的確に把握して、当該事案の解決にとって最もふさわしい措置を採るよう留意願います。

(本件担当)

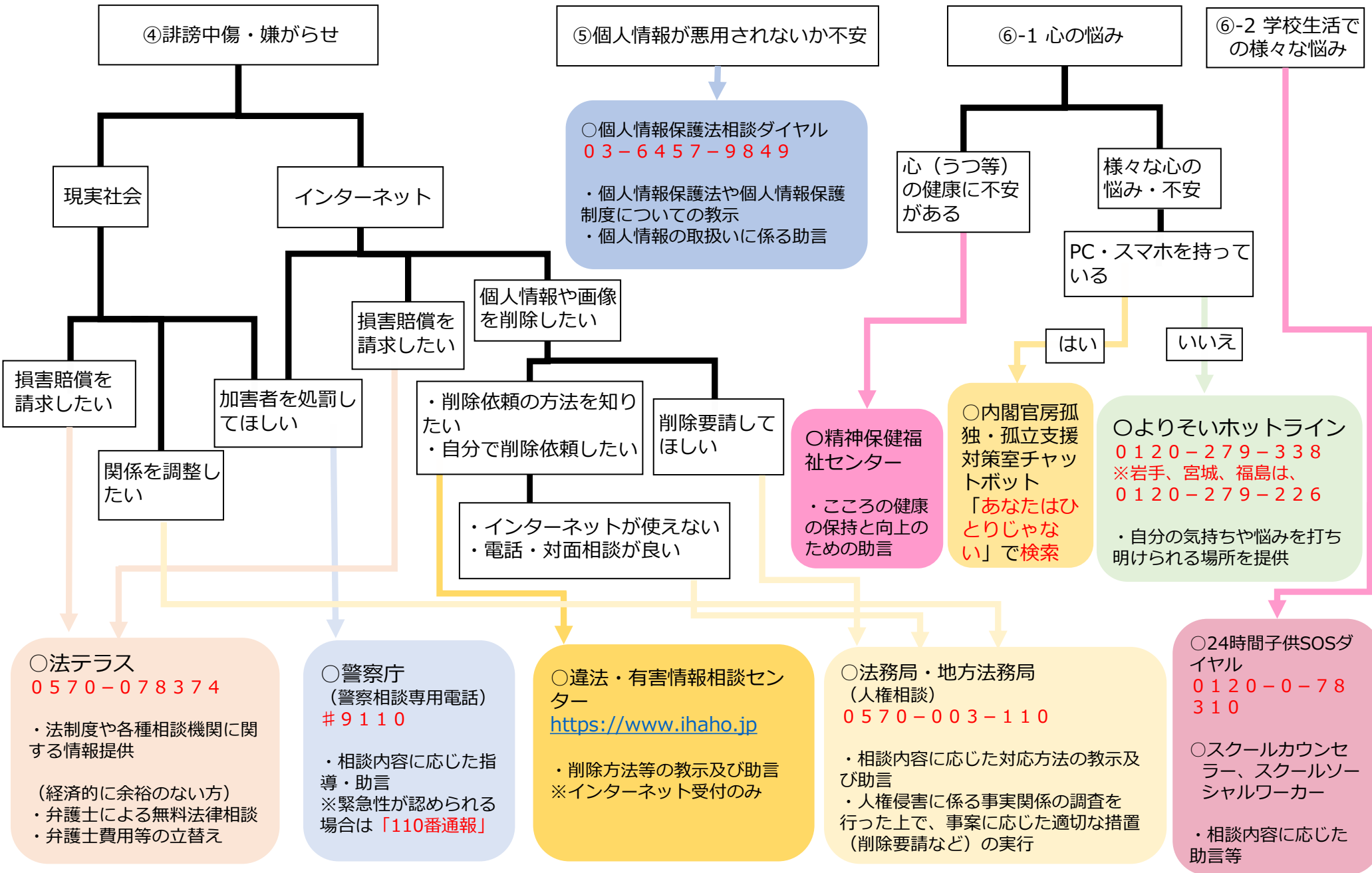
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)

FAX 03-6734-3735



相談フロー図2



相談フロー図3

困っていることをよく聞いてください。内容が①～⑩の類型に当てはまる場合には、それぞれのフローに沿った対応を行ってください。

⑦親族関係
(親族関係に関する悩み、不安)

⑧行政に関する御意見・御要望
(どこの機関に相談するのか分からない、相談先の対応に意見がある)

その他注意すべき主訴

脱会したい・脱会させたい

・相談者が脱会を望む場合、脱会の障害となっている懸念点等を聴取し、対応する。
・相談者以外を脱会させたいという相談に対しては、信者が脱会しないことによる悩みを相談者から聴取し、対応する。

配偶者

配偶者以外

○行政相談センター
(きくみみ)
0570-090110
・行政への苦情や意見・要望を受け付け、制度・運営の改善を促進

離れたい
(離婚等)

関係を修復したい

海外における
所在を知りたい
(※三親等内の親族)

裁判所の手続を
用いたくない

関係を修復
したい

・絶縁したい
・離れたい

旧統一教会に関して
情報提供を受けたい

弁護士に相談したい

自分で手続(相手方との交渉等)したい

○法テラス
0570-078374
・法制度や各種相談機関に関する情報提供
(経済的に余裕のない方)
・弁護士による無料法律相談
・弁護士費用等の立替え

○家庭裁判所
(家事手続案内)
・離婚や家族関係の調整等に関する調停や審判手続等について教示

○法務局・地方法務局
(人権相談)
0570-003-110
・相談内容に応じた対応方法の教示及び助言
・人権侵害に係る事実関係の調査を行った上で、事案に応じた適切な措置の実行

○外務省領事局
海外邦人安全課
03-5501-8000 (内線5144)
・海外在留邦人の所在の確認

・相談者が親族との絶縁を望む場合、その障害となっている理由を聴取し、①～⑥又は⑧の類型に当てはまる事情があれば、そのフローに沿って対応する。

・勧誘や訪問販売等を行っている団体が旧統一教会であるかどうか尋ねる相談に対しては、相談者が当該情報を知ることによって解決したい悩みを聴取し、対応する。

相談フロー図 4

⑨ 進学関係
(授業料、学費等の悩み)

⑩ その他
(寄附の不当な勧誘に関する情報を提供したい)

高等学校等進学にあたり
経済的支援を受けたい

大学等への進学・修学のための
経済的支援を受けたい

授業料

授業料以外の教育費
(教科書費や教材費など)

国立学校への
進学を希望する

公立学校への
進学を希望する

私立学校への
進学を希望する

○文部科学省
初等中等教育
局修学支援・
教材課高校修
学支援室高校
修学第一係
03-5253-4111
(内線3577)

・高校生等への
修学支援 (授業
料)

○各都道府県
の公立高等学
校等就学支援
金窓口

・高校生等への
修学支援 (授業
料)

○各都道府県
の私立高等学
校等就学支援
金窓口

・高校生等への
修学支援 (授業
料)

○各都道府県
の高校生等奨
学給付金窓口

・高校生等への
修学支援 (授業料
以外の教育費)

○日本学生支
援機構奨学金
相談センター
0570-666
-301

・給付型奨学金
・貸与型奨学金

○消費者庁
(消費者政策課寄附勧誘
対策室)

- (1) HPウェブフォーム
- (2) 書面郵送

・令和5年4月1日以降
の法人等による寄附の不
当な勧誘と考えられる行
為に関する情報の受付
※個別のトラブルの解決
の窓口ではありません。

お悩みの解決のヒントとなるQ & A

令和5年8月10日

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

Q 1. 宗教団体に対してお金等の財産を寄附してしまった場合でも、寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

Q 2～Q 6 のとおり、民法や消費者契約法及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」という。）に基づいて寄附（契約等）を取り消したり、不法行為に基づく損害賠償を請求したりすることができる場合があります。

Q 2. どのような場合に、民法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、公序良俗に反する（社会的な妥当性を欠くなど）ものとして無効を主張したり、錯誤、詐欺又は強迫を理由として取り消すことができる場合があります。

Q 3. どのような場合に、消費者契約法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、靈感等の特別な能力により消費者【又はその親族】の生命、身体、財産その他重要な事項について、そのままでは【現在生じ、若しくは】将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安を感ずる、【又はそのような不安を抱いていることに乗じて、】不利益を回避するためには契約が必要不可欠と告げたときは、契約を取り消すことができる場合があります。

※消費者契約法改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の【 】内の部分が拡大されました（令和5年1月5日施行）。

Q 4. どのような場合に、不当寄附勧誘防止法に基づいて寄附を取り消すことができますか。

最終的には個別具体的な事案に応じた裁判所の判断になりますが、寄附勧誘を行う法人等が、靈感等による知見を用いた告知等といった行為をしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をしたときなど、不当寄附勧誘防止法に基づいて寄附を取り消すことができる場合があります。

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

Q 5. どのような場合に、不法行為に基づく損害賠償を請求することができますか。

すか。

宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為が、その目的、態様、結果等に照らし、社会的に相当な範囲を逸脱する場合には、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、当該信者等に対し、不法行為に基づく、損害賠償を請求することができる場合があります。

Q 6. 不当寄附勧誘防止法の成立・施行が、民法上の不法行為の認定に役立つ可能性はありますか。

不当寄附勧誘防止法第3条では、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務を規定しています。この規定は、配慮義務に反した勧誘が法人等によってなされた場合における民事的な法的効果を直接規定するものではありませんが、配慮義務として法律に定められることで、民法上の不法行為（民法第709条）の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易になることが考えられます。

Q 7. 本人が宗教団体に対して寄附した財産を取り戻そうとしない場合でも、家族が、本人が寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

家族等の第三者であっても、本人に対する債権を有するなど一定の場合には、本人が宗教団体に対してした寄附を取り消すなどすることによって、寄附した財産を取り戻すことができる場合があります。

Q 8. 10年前にした寄附であっても、契約を取り消したり、損害賠償を請求したりすることはできますか。

このような場合でも、契約を取り消したり、損害賠償を請求したりすることができる場合がありますが、寄附から時間が経っている場合には消滅時効に注意する必要があります*。

*消費者契約法改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲が拡大されるとともに行使期間が伸長されました。行使期間の伸長は、改正前の当該取消権の対象となるものでかつ改正法施行時点（令和5年1月5日）において時効が完成していないものにも適用されます。

Q 9. 金銭的トラブルについて相談できる場所はありますか。

- [法テラス・サポートダイヤル](#)（法制度等情報提供）：0570-078374
- [消費者ホットライン](#)（消費生活相談）：188
- [警察相談専用電話](#)（犯罪被害等相談）：#（シャープ）9110

Q 10. 知り合いが、法人等から不当な勧誘を受けて寄附をした結果、その家

族の生活レベルが著しく低下し、学費や食費にも事欠くような状態が生じているようです。このような不当な寄附の勧誘に関する情報提供ができる窓口はありますか。

- 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供の窓口：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry/（消費者庁ウェブサイト）

Q 1 1. 霊感商法の被害に遭わないために、どのようなことに気を付ければいいですか。相談できるところ、被害事例や対策を知ることができる場所はありますか。

少しでも違和感を覚える勧誘を受けたら、その場では絶対に契約・支払をしないことが大切です。詳しくは、[消費者ホットライン](#)に御連絡いただくか、[国民生活センター](#)のホームページを御覧ください。

Q 1 2. 私はこどもですが、親と宗教についての考え方が違う部分があります。こどもである私にはどのような権利が保障されているのでしょうか。また、両親が宗教活動に没頭して食事等の面倒をみてくれません。相談できる場所はありますか。

全てのこどもは、個人として尊重され、信教の自由を含め、基本的人権が保障されています。以下の窓口にお電話ください。

- [児童相談所虐待対応ダイヤル](#)（児童虐待通報）：189（いちはやく）
○ [こどもの人権110番](#)（人権相談）：0120-007-110

Q 1 3. ひとり親家庭のこどもですが、いつも親の帰りが遅く、夕食の準備がないまま、ひとりで夜遅くまで留守番をしています。夕方以降も誰かと一緒に過ごすことができる場所はありますか。

お近くの市区町村のひとり親家庭支援担当部署（子育て支援課など名称は様々です。）まで御相談ください。

Q 1 4. 親から信仰上の理由により行動を制限されていますが、児童虐待に当たる場合はあるのでしょうか。また、どこに相談した方がいいですか。

児童虐待に当たるかどうかは、こどもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されますが、保護者の信仰を理由とするものであっても、例えば、こどもに身体的暴行を加えたような場合には、児童虐待に該当する場合があります。以下の窓口で御相談ください。

- [児童相談所虐待対応ダイヤル](#)（児童虐待通報）：189（いちはやく）

Q15. 学校で宗教などを理由にいじめがあった場合、相談できる場所はありますか。

全国どこからでも相談することができます。以下の窓口にお電話ください。

○ [24時間子供SOSダイヤル](#)（いじめ相談）：0120-0-78310

○ [こどもの人権110番](#)（人権相談）：0120-007-110

学校では、教員のほかにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談することができます。

Q16. 私は、高校に進学したいと思っていますが、学費が払えるか心配です。進学に係る経済的な支援制度はありますか。

詳しくは、お住まいの自治体担当者等に御相談ください。

① 授業料支援（高等学校等就学支援金）の場合

・ 公立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

・ 私立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

・ 国立高校等

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
高校修学第一係

（電話番号：03-5253-4111【内線3577】）

② 授業料以外の教育費支援（高校生等奨学給付金）の場合

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

Q17. 私は、興味のあることを学べる大学や専門学校に進学したいと考えていますが、進学資金がありません。何か経済的な支援制度はありますか。

文部科学省では、進学のを確保できるよう、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて行う「高等教育の修学支援新制度」及び貸与型奨学金による支援を実施しています。

詳しくは、[日本学生支援機構](#)奨学金相談センターまでお問い合わせください。

（電話番号）0570-666-301

Q18. 両親が多額の献金をしているため生活が苦しく、自立したいと考えています。相談できる場所はありますか。

お近くの[自立相談支援機関](#)に御相談ください。

Q 19. 就労に関してブランクがあり、就職活動の仕方もよく分かりません。就職に向けて相談できる場所はありますか。

- [ハローワーク](#)
- [地域若者サポートステーション](#)（通称サポステ）

Q 20. 様々な困難に直面してやる気が出ず、うつ病かもしれません。相談できる場所はありますか。

お近くの[精神保健福祉センター](#)に御相談ください。

Q 21. 過去数十年入信していたことを悔いており、気分が晴れません。相談できる場所はありますか。

- [孤独・孤立対策担当室ウェブサイト（チャットボット）](#)
- [よりそいホットライン](#)（電話相談）：0120-279-338
（岩手・宮城・福島県からは0120-279-226）

Q 22. 海外にいる信者である親族の所在を知りたい。相談できる場所はありますか。

- 外務省領事局海外邦人安全課：03-3580-3311（内線5144）
まずはお電話でお問い合わせください。

Q 23. 海外にいる日本人信者ですが、相談できる場所はありますか。

- 各国の[在外公館](#)まで御相談ください。

お悩みの解決のヒントとなるQ & A (詳細版)

令和5年8月10日

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

Q1. 宗教団体に対してお金等の財産を寄附してしまった場合でも、寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

寄附は、金銭その他の財産を無償で寺社、学校、公共事業などに供与すること、又はこれを約束することをいいます。一般論として、寄附者から直接寺社、学校等に寄附される場合、その法的性質は、民法上の贈与（民法第549条）その他の契約とされています。

一般論として、宗教団体に対する寄附（献金を含みます。）は贈与等の契約に当たりますが、契約については、民法や消費者契約法において、その効力が否定されたり、取り消したりすることができる場合が定められています（Q2、3）。加えて、寄附が契約に当たらない単独行為（遺贈等）であっても、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」といいます。）において、その効力を取り消すことができる場合が定められています（Q4）。このような場合には、個別具体的な事案に応じ、寄附を取り消すなどして、寄附した財産の返還を請求することができます。

また、宗教団体の信者による寄附の勧誘が不法行為に当たる場合には、これによって生じた損害の賠償を請求することができます（Q5）。

Q2. どのような場合に、民法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、公序良俗に反する契約（その契約の内容等が社会的な妥当性を欠く場合）は無効であるとされています（※1）。

また、だまされて錯誤に陥ったり、畏怖させられたりするなどして宗教団体に対して寄附を行った場合には、錯誤、詐欺又は強迫を理由として契約を取り消すことができると考えられます（※2）。

※1：公序良俗による無効（民法第90条）

判例は、窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過当の利益を獲得する行為を暴利行為とし、公序良俗に反して無効であるとしています。宗教団体に対する寄附も、このような行為に当たる場合には、暴利行為に該当する可能性があります。

※2：錯誤、詐欺又は強迫を理由とする取消し

錯誤による意思表示について、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤又は②表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができます（民法第95条第1項）。また、上記②の場合については、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すことができます（同条第2項）。

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができます（同法第96条第1項）。

Q3. どのような場合に、消費者契約法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

消費者契約法第4条に規定する取消権により、不当な勧誘により締結させられた契約は、取り消すことができます。

例えば、事業者が、消費者契約（※1）の締結について勧誘する際、消費者に対し、靈感等の特別な能力により、消費者【又はその親族】の生命、身体、財産その他重要な事項について、そのままでは【現在生じ、若しくは】将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安をあり、【又はそのような不安を抱いていることに乗じて、】その重大な不利益を回避するには契約が必要不可欠と告げたために困惑して締結した契約を、消費者は取り消すことができます（消費者契約法第4条第3項第8号）（※2）。

※1 消費者契約

「消費者」と「事業者」との間の契約をいい、法人は、消費者契約法における「事業者」に該当するため、宗教法人もここでいう事業者該当します。また、宗教法人と贈与等の契約をする個人は、通常、消費者契約法における「消費者」に該当すると考えられます。

※2 第210回国会（令和4年臨時会）における改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の【 】内の部分が拡大されました（令和5年1月5日施行）。

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

Q4. どのような場合に、不当寄附勧誘防止法に基づいて寄附を取り消すことができますか。

令和4年12月、不当寄附勧誘防止法が国会で成立し、令和5年6月1日に全ての規定が施行されました。この法律によって、法人等が寄附の勧誘をする際に、以下に掲げる行為をしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をした場合には、当該個人は、当該寄附を取り消すことができます（不当寄附勧誘防止法第8条第1項）。

①お願いしても帰ってくれない（不退去）、②帰りたいのに帰してくれない（退去妨害）、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

（このほか、消費者は、消費者契約法により取消しの対象となる場合、同法の規定に基づいて契約を取り消すことができます。Q3を御参照ください。）

Q5. どのような場合に、不法行為に基づく損害賠償を請求することができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為（役務の提供を受けることを勧誘する行為を含みます。）について不法行為（民法第709条）が成立するときは、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、勧誘をした信者に対し、これらの代金相当額の損害賠償を請求することができます。比較的多数の裁判例¹は、宗教団体の信者が寄附や物品購入を勧誘する行為が、その目的、態様、結果等に照らし、社会的に相当な範囲を逸脱する場合には、不法行為が成立すると判断しています。なお、勧誘行為と寄附が継続して多数回行われた事案で、一つ一つの勧誘行為ではなく、一連の行為を全体として見て社会的に相当な範囲を逸脱しているとして、一連の行為全体について不法行為が成立すると判断した裁判例²もあります。

また、宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為について不法行為が成立する場合において、その宗教団体と勧誘した信者との間に実質的な指揮監督関係があり、かつ、その不法行為がその宗教団体の事業の執行について行われたものであるときは、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、その宗教団体に対し、使用者責任（民法第715条）に基づき、これらの代金相当額

¹ 東京地裁平成19年5月29日判タ1261号215頁、東京地裁平成18年10月3日判タ1259号271頁等

² 名古屋地裁平成24年4月13日判時2153号54頁

等の損害賠償を請求することができます。

Q 6. 不当寄附勧誘防止法の成立・施行が、民法上の不法行為の認定に役立つ可能性はありますか。

不当寄附勧誘防止法第3条では、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務を規定しています。この規定は、配慮義務に反した勧誘が法人等によってなされた場合における民事的な法的効果を直接規定するものではありませんが、配慮義務として法律に定められることで、民法上の不法行為（民法第709条）の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易になることが考えられます。

この法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務とは、①寄附者の自由な意思を抑圧し、適切な判断が難しい状況に陥ることがないようにする、②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にしないようにする、③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにするとの3つを内容とするものですが、こうした配慮義務のほか、法人等が寄附の勧誘をする際の禁止行為や法律違反に対する行政上の措置、罰則など、不当寄附勧誘防止法の詳細につきましては、[こちら](#)を御覧ください。

Q 7. 本人が宗教団体に対して寄附した財産を取り戻そうとしない場合でも、家族が、本人が寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

自分の財産をどのように使うかは、原則として個人の自由ですが（財産権（憲法第29条第1項）、自己決定権（憲法第13条））、次のような場合には、例外的に、家族等の第三者が本人のした寄附を取り消して、財産の返還を求めることができます。

家族等の第三者が、本人に対して、寄附する前の原因に基づいて生じた具体的な債権を有している場合、寄附をした本人に資力がなく（寄附によって資力がなくなる場合を含みます。）、かつ、寄附をした本人がその第三者を害すること（例えば、養育費を支払えなくなること）を知って寄附をしたときは、その寄附を取り消して、寄附を受けた宗教団体に対して財産を返還するよう求めることができます（民法第424条）。本人に対する家族等の債権としては、例えば婚姻費用や養育費、子の扶養を受ける権利等が考えられますが、協議（当事者間の合意）、調停又は審判によって具体的分担額が定まっていることが必要です。なお、寄附

を受けた宗教団体が寄附の時に家族等を害することを知らなかったときは、取消しを求めることはできません。

また、本人に対する家族等の債権が具体的に発生し、既に支払わなければならない状態になっている場合、資力のない本人が宗教団体に寄附の取消しや財産の返還を求めることができるのにそうしないときには、家族等が本人に代わって寄附を取り消した上（Q2、Q3参照）、本人に代わって財産の返還を求めることができると考えられます（債権者代位権）（民法第423条）。

これらに加えて、①宗教団体に唆されて、本人が家族等の財産を無断で寄附をした場合や、②宗教団体が本人に寄附をさせたことによって、家族が本人から扶養を受ける利益が違法に侵害された場合など、宗教団体が不法行為によって家族自身の権利を侵害したと評価されるときには、家族等は宗教団体に対して損害賠償を請求することができます。

また、新しく成立した不当寄附勧誘防止法では、家族らの被害救済に資するため、民法の債権者代位権が活用しやすくなりました。具体的には、債権者代位権を行使するためには、民法上、債権が具体的に発生し、既に支払わなければならない状態になっている必要がありますが（民法第423条第2項本文）、本人が行った寄附が不当寄附勧誘防止法や消費者契約法の規定により取消しの対象となるのにそうしないときは、その家族が本人の扶養義務（婚姻費用、養育費など）等の定期金債権のうち、将来支払わなければならない部分を保全するため、本人に代わって寄附を取り消した上で、本人に代わって財産の返還を請求することができるようになりました（寄附をした個人が無資力である場合に限る。）。

Q8. 10年前にした寄附であっても、寄附（契約）を取り消したり、損害賠償を請求したりすることはできますか。

民法上の取消権は、追認をすることができる時から5年又は行為の時から20年が経過したときは、消滅します（民法第126条）。また、消費者契約法上の取消権は、追認をすることができる時から1年（靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権については3年[※]）又は消費者契約の締結の時から5年（靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権については10年[※]）を経過したときは、消滅します（消費者契約法第7条第1項）。

※消費者契約法改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲が拡大されるとともに行使期間が伸長されました。行使期間の伸長は、改正前の当該取消権の対象となるものでかつ改正法施行時点（令和5年1月5日）において時効が完成していないものにも適用されます。

Q4で御説明した不当寄附勧誘防止法による寄附の取消権は、追認をすることができる時から1年間行使しないときは時効によって消滅し、寄附の意思表示をした時から5年を経過したときも消滅します。

ただし、靈感等による告知（同法第4条第6号に掲げる行為）により困惑したことを理由とする取消権については、正常な判断を行うことができない状態から抜け出すためには相当程度の時間を要するなど指摘されたことを考慮して、追認をすることができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅し、短期の取消権の行使期間を延長しても長期の取消権の行使期間を延長しなければ結果的に取消権が時効消滅してしまうと想定されることを踏まえ、寄附の意思表示をした時から10年を経過したときに消滅することとしています。

「追認をすることができる時」とは、錯誤については錯誤の事実気付いた時点を、詐欺については詐欺の事実気付いた時点を、強迫については畏怖から脱した時点を、消費者契約法第4条第3項に規定される各行為については困惑から脱した時点を、それぞれ指します。例えば、10年前にした寄附について民法上の詐欺が成立し、3年前に詐欺の事実気付いたような場合には、詐欺に気付いてから5年経っていないので、民法上の取消権は消滅しておらず、その寄附を取り消すことができます。

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から3年又は不法行為の時から20年を経過したときは、時効によって消滅します（民法第724条）。「損害及び加害者を知った時」とは、被害者が、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するとされており、加害行為が不法行為であることを知ることも必要とされています³。また、使用者責任における「加害者を知った」とは、被害者が、使用者を知ること、使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実を認識することに加えて、一般人がその不法行為が使用者の事業の執行についてなされたものであると判断するに足る事実をも認識することをいうとされています⁴。例えば、10年前にした寄附について不法行為が成立し、2年前まで寄附が不法行為であることを認識していなかったような場合には、不法行為であることを認識してから3年経っていないので、損害賠償請求権は消滅しておらず、損害賠償を請求することができます。

なお、一定の事情があれば時効期間を0から数え直すなど、時効にはほかにも様々なルールがあるので、金銭支出が昔のことであっても相談してみてください

³ 最高裁平成14年1月29日判決民集56巻1号218頁、最高裁昭和43年6月27日判決裁判集民事91号461頁

⁴ 最高裁昭和44年11月27日判決民集23巻11号2265頁

い。

Q9. 金銭的トラブルについて相談できる場所はありますか。

1 民事手続の相談

民事訴訟において、請求が認められるためには、それぞれの請求に応じて決められた要件を証拠によって証明することが必要になります。例えば、詐欺を理由として法律行為を取り消すためには、取消しを主張する者がだまされたことなどを証明しなければなりません。このように金銭的トラブルに関する法律上の対応方法は、個別具体的な事実によって変わります。「法テラス」(日本司法支援センター)等、以下に掲げた窓口に相談してください。

○ [法テラス・サポートダイヤル](#) 電話番号：0570-078374

問合せ内容に応じて、法制度に関する情報や、関係機関・団体(地方公共団体・弁護士会等)の相談窓口を紹介しています。

さらに、経済的に余裕がなく、一定の条件を満たした場合には、法テラスにおいて、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを受けることもできます。

(受付時間)

平日9:00~21:00、土曜9:00~17:00

(相談方法)

電話、メール

○ [消費者ホットライン](#) 電話番号：188

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口を御案内いたします。

消費生活相談窓口では、契約に関する専門知識などを持った相談員が問題解決に向けたアドバイスをします。必要に応じて弁護士や専門機関などを紹介したり、事業者との間に立ってあっせん(※)などを行います。

(※) あっせん：消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

(受付時間)

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

(相談方法)

電話

2 刑事手続等の相談

刑事手続を始め、警察に何らかの措置を求める場合は、以下の相談窓口

談してください。

○ **警察相談専用電話** 電話番号：#9110（シャープきゅういちいちまる）

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

警察に何らかの措置を求める場合の相談を承っています。

受け付ける相談の内容は、金銭的トラブルに限りません。

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じ、関係する部署が連携して、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じます。

「#9110」番にかけられた電話は、発信地を管轄する警察本部等の相談総合窓口へ接続されます。

（受付時間）

各都道府県警察における相談窓口の受付時間。

また、土日祝日及び夜間（相談窓口の受付時間外）においては、「当直」又は「音声案内」により対応しています。

（相談方法）

電話又は対面

なお、これらの相談窓口は、相互に連携していますので、窓口迷うときや複数のお悩みがある場合には、いずれの窓口にも御相談いただいても構いません。お気軽に御相談ください。

Q10. 知り合いが、法人等から不当な勧誘を受けて寄附をした結果、その家族の生活レベルが著しく低下し、学費や食費にも事欠くような状態が生じているようです。このような不当な寄附の勧誘に関する情報提供ができる窓口はありますか。

○ 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室では、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報をウェブフォーム及び書面で受け付けています。令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為があれば、情報提供をお願いいたします。提供のあった情報は、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の調査のために活用させていただきます。

この法律によって、どのような寄附の勧誘が禁止されているのかや、寄附の勧誘を行うに当たって、どのような事柄について法人等が「十分に配慮」しなければならないとされているのかについては、[こちら](#)を御覧ください。

なお、個別の金銭的トラブルを解決したい場合には、最寄りの消費生活センター（188【局番なし】）又は法テラス（靈感商法等対応ダイヤル：0120-005931）に相談してください。

（情報提供方法）

オンライン又は書面

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_sollicitation/inquiry/）

Q 11. 灵感商法の被害に遭わないために、どのようなことに気を付ければいいですか。相談できる場所、被害事例や対策を知ることができる場所がありますか。

学生に宗教系サークル等であることを明かさずに「学生調査をやっているの
で協力してほしい」「人材育成サークルなので見学に来ないか」などと勧誘する
ケースや、知り合いに悩みを相談したところ集会に誘われ、「このままでは
不幸になる」など不安をあおるようなことを言われて祈祷サービスなどの契約
や宗教団体への高額な献金・寄附を迫られるケースがあります。

少しでも違和感を覚える勧誘を受けたら、その場では絶対に個人情報をお教え
たり契約・支払をせずに、家族や以下の窓口に御相談ください。

○ [消費者ホットライン](#) 電話番号：188

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口を
ご案内いたします。

消費生活相談窓口では、契約に関する専門知識などを持った相談員が問題
解決に向けたアドバイスをします。必要に応じて弁護士や専門機関などを紹
介したり、事業者との間に立ってあっせん（※）などを行います。

（※）あっせん：消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両
者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

（受付時間）

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

（相談方法）

電話

（参考）

○ 消費者庁

靈感商法等の悪質商法対策に係る啓発チラシ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_011/

○ 国民生活センター

開運商法に関する注意喚起等

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen186.html

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140609_1.html

Q12. 私は子どもですが、宗教についての考え方に親と違う部分があります。子どもである私にはどのような権利が保障されているのでしょうか。また、両親が宗教活動に没頭して食事等の面倒をみてくれませんか。相談できる場所はありますか。

全ての子どもは、個人として尊重され、信教の自由を含め、基本的人権が保障されています。

子どもは成長途中なので、大人とは異なる保護や配慮が必要になります。

例えば、日本が締結している児童の権利に関する条約では、子どもには、「思想、良心及び宗教の自由についての権利（第14条1）」、「身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての権利（第27条）」、「教育についての権利（第28条）」などの権利が認められています。

なお、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととされており（民法第820条）、親権の行使が不相当であることにより子どもの利益を害するときは、子どもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、2年以内の期間に限って親権を停止することができます（民法第834条の2）。さらに、親権の行使が著しく不相当であることにより子どもの利益を著しく害するときは、子どもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、その親の親権を失わせることもできます（民法第834条）。

親が食事等の面倒をみてくれないというようなことがあれば、以下の窓口に御相談ください。

○ 児童虐待に関する相談

お住まいの市区町村の虐待対応部署（子ども家庭課など名称は様々です。）又は管轄の[児童相談所](#)に御相談ください。

児童相談所につきましては、[児童相談所虐待対応ダイヤル（189（いちばやく））](#)に御連絡いただければ、管轄の児童相談所につながります。

(相談方法)

電話、対面、(お住まいの地域によって) SNS

○ こどもの人権110番 電話番号：0120-007-110

法務省の人権擁護機関では、家庭内での虐待のほか、いじめの問題等についての相談窓口として、こどもの人権110番を設けています。電話以外では、メール、LINEでも相談できます。また、毎年、全国の小・中学生の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布していますので、先生や保護者にも相談できないようなお悩みがあれば、ミニレターに書いて送ってください (切手はいりません)。

(受付時間)

平日8:30~17:15

(相談方法)

電話、メール、ミニレター、LINE

Q13. 私はひとり親家庭の子どもですが、いつも親の帰りが遅く、夕食の準備がないまま、ひとりで夜遅くまで留守番をしています。夕方以降も誰かと一緒に過ごすことができる場所がありますか。

○ 市区町村のひとり親家庭支援担当部署

ひとり親家庭等の子どもに対して、食事の提供や学習支援などを行っている場合があります。まずは、今住んでいる市区町村のひとり親家庭を支援している担当(子育て支援課など名称は様々です。)まで御相談ください。

(相談方法)

対面又は電話

(参考)

ひとり親家庭等生活向上事業について

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/hitorioya-seikatsu-koujyou/>

Q14. 親から信仰上の理由により行動を制限されていますが、児童虐待に当たる場合はあるのでしょうか。また、どこに相談した方がいいですか。

児童虐待に当たるかどうかは、こどもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されますが、保護者の信仰を理由とするものであって

も、例えば、

- ・身体的暴行を加えたり、
- ・適切な食事を与えなかったり、
- ・重大な病気になっても適切な医療を受けさせなかったり、
- ・言葉によって脅迫したり、
- ・心やプライドを傷つけるような言動を繰り返し行う

といったことは、児童虐待に当たる場合があります。

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ & Aは、[こちら](#)を御覧ください。

お住まいの市区町村の虐待対応部署（こども家庭課など名称は様々です。）又は管轄の児童相談所に御相談ください。

Q 15. 学校で宗教などを理由にいじめがあった場合、相談できる場所はありますか。

- [24時間子供SOSダイヤル](#) 電話番号：0120-0-78310

文部科学省では、子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」を開設しております。お気軽にお電話ください。

(受付時間)

24時間、年中無休

(相談方法)

電話

- [こどもの人権110番](#) 電話番号：0120-007-110

法務省の人権擁護機関では、こどものいじめ問題等に対する相談窓口としてこどもの人権110番を設けています。電話のほか、メールでも相談できます。また、全国の小・中学生の児童・生徒に毎年「こどもの人権SOSミニレター」を配布していますので、先生や保護者にも相談できないようなお悩みがあれば、ミニレターに書いて送ってください（切手はいりません）。

(受付時間)

平日8:30~17:15

(相談方法)

電話、メール、ミニレター、LINE

学校では、教員のほかにも、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーに相談することができます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる日時等については、各学校で異なりますので、相談を希望する場合には、学校にお問い合わせください。

Q16. 私は、高校に進学したいと思っていますが、学費が払えるか心配です。進学に係る経済的な支援制度はあるのでしょうか。

国内に住所を有し、一定の基準を満たす場合は、高等学校等の授業料や授業料以外の教育費の支援を受けることができます。

授業料の支援（高等学校等就学支援金）は、世帯所得が一定額未満である場合、入学後に学校で手続を行うと、国から各都道府県等を通じて学校に授業料が支援される（学校が代理受領する）仕組みとなっています。

また、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の支援（高校生等奨学給付金）は、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯であれば、奨学金の支給（返還不要）を受けることができます。

詳細は、以下のサイトからお住まいの自治体担当者に御相談ください。

① 授業料支援（高等学校等就学支援金）の場合

・ 公立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

・ 私立高校等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

・ 国立高校等

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
高校修学第一係

（電話番号：03-5253-4111【内線3577】）

② 授業料以外の教育費支援（高校生等奨学給付金）の場合

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

Q17. 私は、興味のあることを学べる大学や専門学校に進学したいと考えていますが、進学資金がありません。何か経済的な支援制度はありますか。

文部科学省では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャ

ンスを確保できるよう、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて行う「[高等教育の修学支援新制度](#)」を実施しています。

また、このほか、貸与型奨学金として、無利子奨学金や有利子奨学金も実施しています。

支援対象となる世帯年収の目安（本人、中学生、両親の4人世帯の場合）は、

- ・ 高等教育の修学支援新制度 ～ 380万円程度
- ・ 無利子奨学金 ～ 800万円程度
- ・ 有利子奨学金 ～ 1,140万円程度

です。なお、これらの額はあくまで目安であり、日本学生支援機構が提供しております「進学資金シミュレーター」で個別の世帯の年収等をもとにこれらの制度の対象となるのか調べることができますので御活用ください。

また、児童養護施設等の入所者や、虐待等から避難し独力で生計を維持している者など、本人の所得のみで収入の要件を判定できる場合もあります。

御不明な点については、[日本学生支援機構](#)の奨学金相談センターへお問い合わせください。

<日本学生支援機構奨学金相談センター>

電話：0570-666-301（ナビダイヤル）

海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03-6743-6100

月曜～金曜：9時00分～20時00分

（土日祝日・年末年始を除く）

文部科学省 HP：<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構 HP：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

Q18. 両親が多額の献金をしているため生活が苦しく、自立したいと考えています。相談できる場所はありますか。

○ [生活困窮者自立相談支援機関](#)

お金が足りず住むところがない、働きたくても働けないなど、[生活やお金に関するお困りごとの相談窓口](#)（生活困窮者自立相談支援事業）を全国の自治体に設置しています。まずは、お近くの[自立相談支援機関](#)へ御相談ください。

（相談方法）

電話、面談、（お住まいの地域によって）メール・SNS

Q19. 就労に関してblankがあり、就職活動の仕方もよく分かりません。就職に向けて相談できる場所はありますか。

○ ハローワーク

ハローワークでは、一人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施しており、就職活動などに関する相談は全国のハローワークでお受けしています。

なお、求職者のうち若者については、就職を支援するために、就職活動中の学生・生徒からおおむね卒業後3年以内の方を対象とした新卒応援ハローワーク（全国56箇所）、正社員就職を目指すおおむね35歳未満の方を対象としたわかものハローワーク（全国21箇所）も設置しています。専門の相談員である就職支援ナビゲーター（※キャリアコンサルティング有資格者や企業の人事労務管理経験者など）が、担当者制で個別に支援を行っています。

これらの施設は求職者の態様に応じて、専門の窓口を設けているものですが、それ以外のハローワークでも、どのように就職活動を進めたら良いかなどの御相談をお受けしておりますので、就職や転職を希望される方は、最寄りのハローワークまで御相談ください。

雇用保険を受給できない方が再就職、転職、スキルアップを目指す場合には、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する「求職者支援制度」を利用できる可能性があります。

就職や転職を希望される方は、ハローワークまで御相談ください。

（受付時間）

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

○ 地域若者サポートステーション（通称サポステ）

就労にあたって不安や困難を抱え、なかなか前へ進めない若者等（15歳～49歳の無業の方）を対象とした地域若者サポートステーション（通称サポステ）では、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援など、一人一人に合わせた支援プログラムを通じ、就労に向けた伴走型のサポートを行っています。

（受付時間）

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

Q 20. 様々な困難に直面してやる気が出ず、うつ病かもしれません。相談できる場所はありますか。

○ [精神保健福祉センター](#)

一定期間以上やる気が出ない、気分の落ち込みが続くといった場合には、うつ病等の精神的な病気の可能性があります。自分だけでは分かりにくいことがあり、また、一人で抱え込まないことも肝心ですので、お近くの精神保健福祉センターに御相談ください。

(受付時間)

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

(相談方法)

電話

Q 21. 過去数十年入信していたことを悔いており、気分が晴れません。相談できる場所はありますか。

○ [孤独・孤立対策担当室ウェブサイト](#)：「あなたはひとりじゃない」で検索
孤独・孤立対策担当室ウェブサイトでは、いくつかの御質問に答えていただくことにより、あなたの状況にあった相談窓口や支援をチャットボットで探すことができます。ひとりで悩みごとをかかえずに、あなたのための支援をぜひ御利用ください。

○ [よりそいホットライン](#)：

0120-279-338 (岩手県・宮城県・福島県以外にお住まいの方)

0120-279-226 (上記3県にお住まいの方)

一般的な生活上の悩みをはじめ、社会的な繋がりが希薄な方などの相談先として、24時間365日無料の電話相談として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)を実施しており、電話相談に加え、必要に応じて、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っています。

(受付時間)

24時間

(相談方法)

電話

Q 2 2. 海外にいる信者である親族の所在を知りたい。相談できる場所はありますか。

○ 外務省領事局海外邦人安全課

外務省では、海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在が確認されていない日本人の連絡先等を確認する「所在調査」を行っています。外務省海外邦人安全課まで、まずはお電話でお問い合わせください。

(受付時間)

平日 9 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0、1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 4 5

(相談方法)

電話 0 3 - 3 5 8 0 - 3 3 1 1 (内線 5 1 4 4)

(参考)

外務省ホームページ「所在調査」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shozai/index.html>

※ 留意事項や調査依頼のための必要書類等の詳細

Q 2 3. 海外にいる日本人信者ですが、相談できる場所はありますか。

○ 各在外公館（日本国大使館等）

海外在住でお悩みをお抱えの方は、各国の在外公館まで御相談下さい。

各在外公館の領事が、在外邦人からの様々な相談に応じ、日本の家族に連絡したり、帰国をお手伝いするなどして問題の解決を図っています。

生活に困窮し、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない場合は、在外公館が帰国費用を貸し付けることができます。

また、心の不安を抱える方に対しては、現地において精神医療専門家に相談できるよう支援する制度もあります（在イギリス、フランス及び韓国日本大使館並びに在シドニー総領事館）。

(参考)

外務省ホームページ「在外公館リスト」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

「旧統一教会」問題・相談
対応マニュアル（2.0版）

令和5年8月

1 目的

本マニュアルは、「旧統一教会」の問題について各相談機関に相談が寄せられた場合に、相談員が適切な相談窓口や制度を案内できるようにする目的で作られたものです。

2 相談対応における基本的な姿勢

(1) まずは相談者の話をよく聞いて、その人が抱えている問題の正確な把握に努めてください。

※問題が複数あることも想定されます。

(2) 問題の解決に最も資する方策（相談窓口や制度）を案内するよう努めてください。

※方策が複数あることも想定されます。

(3) (2)で案内した方策で問題が解決しなかった場合には、再度、相談するよう案内してください。

3 相談窓口案内上の留意点

(1) 靈感商法等対応ダイヤルでは、相談者の主訴を把握した上で、その内容に応じて問題の解決に最も資すると思われる相談窓口や制度を案内することとしています。そのため、相談者から「靈感商法等対応ダイヤルから〇〇制度等について相談するよう、紹介を受けた。」と言われた場合には、安易に他の相談窓口を案内したり、靈感商法等ダイヤルに差し戻すようなことは避けてください。

(2) 既存の各相談窓口が、靈感商法等対応ダイヤルからの紹介ではなく直接相談を受けた場合においては、本マニュアルを参考に適切な相談窓口や制度を案内するように努めていただくよう御留意願います。また、相談者から「関係機関等から〇〇に相談するよう、紹介を受けた。」と言われた場合にも、安易に他の相談窓口を案内することは避けてください。

4 相談対応の流れ

(1) 相談窓口の決定

相談フロー図（別紙）を参照して相談窓口を決定します。相談フロー図は、相談者が抱えている問題の種類に応じて大きく以下の10に分かれています。

- ① 金銭的被害（財産の被害）
- ② 身体的被害及びその危険、行為の強制等（生命・身体の被害・不安）
- ③-1 献金等による生活苦、③-2 就労に関する悩み
- ④ 誹謗中傷・嫌がらせ
- ⑤ 個人情報が悪用されないか不安
- ⑥-1 心の悩み、⑥-2 学校生活での様々な悩み
- ⑦ 親族関係（親族関係に関する悩み、不安）
- ⑧ 行政に関する御意見・御相談（どこの機関に相談するのか分からない、相談先の対応に意見がある）
- ⑨ 進学関係（授業料、学費等の悩み）
- ⑩ その他（寄附の不当な勧誘に関する情報を提供したい）

相談者が抱えている問題を把握した後は、その主訴に応じた各相談フロー図を確認してください。各相談フロー図のうち紹介先の候補が複数あるものについては、相談者の主訴に最も適したものを紹介してください。

例えば、相談者が金銭的被害を受け、金銭など財産を取り返したいので、弁護士に相談したい旨の要望した場合には、相談フロー図の分岐に従って「法テラス」を紹介することになります。

- ### (2) 相談者に対し、適切な相談窓口を案内する場合には、相談者が当該案内先の相談窓口（以下「案内先窓口」という。）を利用する際に、相談者から案内先窓口に対して伝達すべき事項及び案内先窓口における相談時に用意しておくことが望ましい資料等があるか後記6を見て確認してください。ある場合には、その内容も併せて、案内してください。

5 相談フローに関する留意事項

- ### (1) 相談の主訴が相談フロー図の8つの種類（最上段記載の①から⑧ま

で)のどれにも当てはまらないように思われる場合でも、近しいものを選択し、当該フローに従い案内してください。

例えば、信者の親族であることを理由に差別的取扱いを受けたということであれば、近しいものとして、相談フローの「④誹謗中傷・嫌がらせ」を選択し、そのフローに従い、相談窓口を案内してください。

- (2) 信者から脱会したい旨の相談があった場合には、脱会に当たっての懸念点等を聴取して、当該懸念等に係る相談フローに従い案内してください。

例えば、脱会した場合の身体への被害を懸念しているということであれば、相談フローの「②身体的被害及びその危険、行為の強制(生命身体被害・不安)」を選択し、そのフローに従い、相談窓口を案内してください。

- (3) 信者の家族からの当該信者を脱会させたいという相談があった場合には、当該家族自身の抱えている問題を聴取して、当該問題に係るフローに従い案内してください。

例えば、当該信者が当該団体に所属し献金等を行っていることで、相談者である家族自身の生活が苦しいということであれば、相談フローの「③献金等による生活苦」を選択し、そのフローに従い、相談窓口を案内してください。

- (4) ある団体から街頭で勧誘等を受けたが、当該団体が「旧統一教会」であるかどうか知りたいなど「旧統一教会」に関する情報の提供を受けたいという相談があった場合には、当該情報を知りたい理由を聴取して、当該理由に係る相談フローに従い案内してください。

例えば、相談内容を具体的に聴取したところ、勧誘を受けた際に自分の個人情報伝えてしまったので悪用されないか不安であるというものであれば、その不安に対応し得る相談フローである「⑤個人情報が悪用されないか不安」に従い、相談窓口を案内してください。

6 相談フロー主訴別注意事項

(1) 金銭的被害(財産の被害)

ア 相談窓口

商品やサービスが介在する契約に関する金銭的な被害の回復を求める主訴については、「消費者庁(消費者ホットライン)」を紹介し

てください。ただし、相談者が弁護士の相談を求める場合には、「法テラス」を案内してください。

なお、以下のいずれかに該当する場合は消費生活センターでの対応は困難であるため、相談者から以下の点に言及があった場合には、「法テラス」を案内してください。

- 契約から一定期間（10年超など）が経過してしまっている場合
- 寄附や献金が主なトラブルになっている場合
- 以前、消費生活センターに相談したが解決しなかったという場合

イ 相談者が案内先窓口に対し伝達すべき事項（以下「伝達事項」という。）及び案内先窓口での相談時にあらかじめ用意することが望ましい資料（以下「資料」という。）

(7) 法テラス

a 伝達事項

被害の内容や経緯の概要（ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行いますが、電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。）

b 資料

特にありません（ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。）。

(1) 消費者庁

a 伝達事項

契約内容（契約書等）、契約に至った経緯（契約場所や勧誘者の説明内容等）や相手とのやり取りが分かるもの

b 資料

- ・ 特にありません。

(ウ) 警察庁

a 伝達事項

- ・ 契約及び申込年月日、契約に至った経緯（勧誘者、契約場所、勧誘者のセールストーク内容など）
- ・ 対象（商品・役務の内容、購入金額など）、代金の支払方法

b 資料

- ・ 相手方を特定できる資料（名刺等）

- ・ 相手方から購入した商品などの内容が分かる資料（パンフレット、現物等）
- ・ 相手方との取引内容が分かる資料（申込書、契約書等）
- ・ 相手方とのやりとりが分かる資料（メール、ボイスレコーダー、動画、通話履歴等）
- ・ 代金の支払状況が分かる資料（領収書、代金振込送金控え等）

(2) 身体的被害及びその危険、行為の強制（生命身体の被害・不安）

ア 相談窓口

本人が自分の意思に反して強制的に結婚式に参加させられた、自身やその家族に害悪を加えることを言われ、脅された、保護者等から虐待を受けている、配偶者等から暴力を受けているなどの内容の相談も、この分類に含まれます。

児童相談所における児童虐待対応は、加害者が保護者（日常的に被害者であるこどもの監護をしている者）であり、かつ、被害者が相談時点で未成年であるケースについて行っています。友人又は「旧統一教会」関係者からの暴行等の行為の場合及び相談者（被害者）が成年に達している（未成年時代に受けた虐待の相談を含む。）場合には、警察相談専用電話を案内してください。

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者間又は恋人など親密な関係にある又は過去にそのような関係にあった者の間の暴力に対応しています。上記のような関係があれば、相談者の性別や年齢による区別ありません。上記関係がない者の間の暴力については、警察相談専用電話を案内してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 法テラス

a 伝達事項

被害の内容や経緯の概要（ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行います。電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。）

b 資料

特にありません（ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。）。

(イ) 警察庁

a 伝達事項

- ・ 身体的被害や脅迫等を受けた年月日、場所、手段・方法
- ・ 暴行・脅迫の内容、経緯（相手方との接触経緯・状況等）
- ・ 相談者以外が被害を受けた場合は、これら被害を受けた人（相談者との関係性等）

b 資料

- ・ 結婚式に参加した場合は、結婚式に参加したことが分かる資料（パスポート、渡航記録、パンフレット、戸籍謄本等）
- ・ 相手方による暴行・脅迫の内容が分かる資料（メール、脅迫文言を録音したボイスレコーダー、動画、通話履歴等）
- ・ その他、メール等、相手方とのやり取りが分かる資料
- ・ 身体的被害を受けた場合は、それが分かる資料（写真、診断書、メール、被害を知っている人等）
- ・ 被害を受けた人が特定できるもの（運転免許証等）
- ・ 相手方を特定できるもの（名刺等）

(ウ) 児童相談所

a 伝達事項

誰に何をされたのかを具体的に児童相談所職員に伝えていただくことで差し支えありません

b 資料

受傷部位（キズ）の画像データや診断書等

(I) 配偶者暴力相談支援センター

a 伝達事項

誰に何をされたのかを具体的に支援センター職員に伝えていただくことで差し支えありません。

b 資料

受傷部位（キズ）の画像データや診断書等

(3) 献金等による生活苦

ア 相談窓口

債務整理を希望される方には「法テラス」を案内してください。
献金等により経済的に困窮していたり、脱会後の生活再建や住居の

確保が必要な場合など、自立に向けた支援を希望する場合に「生活困窮者自立支援機関」を案内してください。

ひとり親家庭等のこどもが学習支援や食事提供等の支援を希望する場合は、当該支援を市区町村において実施している場合がありますので、まずは、市区町村のひとり親家庭支援担当部署を案内してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 法テラス

a 伝達事項

債務や生活状況の概要（ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行います。電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。）

b 資料

特にありません（ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。）

(1) 生活困窮者自立相談支援機関

伝達事項及び資料はありません。

(ウ) 市区町村のひとり親家庭支援担当部署

伝達事項及び資料はありません。

(4) 就労に関する悩み

ア 相談窓口

相談者の主訴が就職に向けて相談したい、就職に関する悩みがあるという場合には、ハローワークを案内してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 伝達事項

就職に関する悩み等について、相談窓口にお伝えください。

(1) 資料

特にありません。

(5) 誹謗中傷・嫌がらせ

ア 相談窓口

相談者の主訴が誹謗中傷・嫌がらせを受けた結果、心の悩みを解消

したいという場合には、「⑥ー1心の悩み」のフロー図を参照してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 法テラス

a 伝達事項

被害の内容や経緯の概要（ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行います。電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。）

b 資料

特にありません（ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。）

(1) 警察庁

a 伝達事項

- ・ 誹謗中傷を受けた年月日、場所、手段・方法、誹謗中傷の内容、経緯（相手方との接触経緯・状況等）
- ・ 誹謗中傷を受けた人（相談者との関係性等）

※ 未成年者である被害者自身からの電話相談の場合において、保護者への相談が可能であるときは、警察相談専用電話に相談するよう助言してください。

b 資料

- ・ 誹謗中傷を受けたことが分かる資料（ネット上の投稿内容、メール通話履歴等）
- ・ メール等、相手方とのやり取りが分かる資料
- ・ 誹謗中傷の被害を受けた人が特定できるもの（運転免許証等）
- ・ 相手方が特定できるもの（名刺等）

(ウ) 違法・有害情報相談センター

a 伝達事項

削除依頼の方法などのアドバイスを行う機関であり、相談者に代わって削除要請を行う機関ではありません。

「違法有害情報相談センター」で検索して出てきたウェブページ（<https://ihaho.jp/>）で手続を行ってください。相談には、イ

ンターネット上で、アカウント登録が必要となります。

相談内容の登録の際には、具体的な相談内容や経緯等を詳しく書くよう求められるため、「どうして、どこで、何が起こって困っているのか」をあらかじめ整理しておくよう、助言してください。

b 資料

- ・ メールアドレス（必須）
- ・ 情報が掲載されているウェブサイトの場所（ウェブサイトの名前や、こういった種類のウェブサイト（掲示板なのかブログなのか）か、など）（必須）
- ・ 情報が掲載されているウェブサイトの URL
- ・ 情報が掲載されている箇所の画像（スクリーンショット）

(I) 法務局・地方法務局

a 伝達事項

法務局・地方法務局がインターネット上の投稿等の違法性を判断し、違法性を認めれば、プロバイダ等に削除要請をします。この要請は、任意の措置であるため、削除されない場合があります。

b 資料

- ・ 掲載されている場所（名称等）又は URL（必須）
- ・ 身分証明書（可能な限り御持参ください。）
- ・ 人権侵犯被害申告シート（「人権侵犯被害申告シート」で検索すると、様式をダウンロードすることが可能であり、記入してから相談すると手続きがスムーズです。）
- ・ 誹謗中傷・嫌がらせが掲載されているウェブページを印刷したもの

(6) 個人情報が悪用されないか不安

ア 相談窓口

相談者がとある団体又は個人事業者からの求めに応じ、街頭でアンケートに答えたが、その際に提供した自身の個人情報の不正利用について不安がある、当該団体又は個人事業者に対し、当該個人情報の利用をやめさせたいというような内容の相談が含まれます。

イ 伝達事項及び資料

特にありません。

(7) 心の悩み

ア 相談窓口

心の健康に関する具体的な症状（感情のコントロールが難しい、長い間意欲が湧かないなど）を訴えるようであれば、精神保健福祉センターを案内してください。

その他「様々な心の悩み・不安」を持っている方については、PC・スマホを持っている場合は優先的にチャットボットを案内し、これらを持っていない方やこれらの操作が苦手な方には、よりそいホットラインを案内してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 精神保健福祉センター

a 伝達事項

心の健康に関する具体的な症状（感情のコントロールが難しい、長い間意欲が湧かないなど）を相談窓口にお伝えください。

b 資料

特にありません。

(4) 内閣官房孤独・孤立対策担当室チャットボット

a 伝達事項

「あなたはひとりじゃない」という検索ワードで検索していただくと該当ウェブページ（<https://www.notalone-cas.go.jp/>）が出てきます。表示された質問に答えると適切な相談窓口が1つ又は複数提示されますので、当該機関に御相談ください。

b 資料

特にありません。

(ウ) よりそいホットライン

伝達事項及び資料はありません。

(8) 学校生活での様々な悩み

ア 相談窓口

相談者が学校に在籍するこども（小学校・中学校・高校・特別支援

学校の児童生徒)やその保護者等であり、悩みの内容が学校におけるいじめ等の学校関係である場合は、文部科学省の24時間子供SOSダイヤルを案内してください。

また、学校では、教員のほか、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーに相談することができますので、対面での相談を希望する場合は、学校に相談することを案内してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 伝達事項

当該ダイヤルに電話をすれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます(「電話したが話し中だった」と言われた場合、当該ダイヤルに何度かかけていただくようお願いください)。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる日時等については、各学校で異なりますので、相談を希望する場合には、学校にお問い合わせいただくようお願いください。

(1) 資料

資料はありません。

(9) 親族関係(親族関係に関する悩み、不安)

ア 相談窓口

親族関係の修復又は離婚・絶縁、海外在留の日本人の所在調査を希望する場合に案内してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 法テラス

a 伝達事項

悩みの内容や経緯の概要(ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行います。電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。)

b 資料

特にありません(ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。)

(イ) 家庭裁判所

a 伝達事項

一般的な家事事件の手続の説明は、最高裁判所のホームページ（https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/index.html）に掲載されており、「トップ→裁判手続案内→家事事件」と進むと当該ページを開くことができます。

家庭裁判所の窓口では「家事手続案内」を受けられます。この窓口では、手続種類やその概要の説明は受けられますが、内容のアドバイス（法律相談）を受けることはできません。

手続を申し立てることができる裁判所は、手続により異なりますが（※）、まずは、最寄りの家庭裁判所に御相談ください。

※ 調停であれば、一般的に調停の相手方の住所地又は相談者と相手方の合意で決める裁判所が管轄となります。

申立てには、収入印紙と郵券の費用が必要となり、手続によってその金額は異なります（離婚又は円満調停の申立てをする場合であれば、一般に合計2500円程度です。）。

b 資料

申立書以外に、戸籍などの添付書類が必要になることがあります。手続により異なりますので、詳しい必要書類については、最寄りの家庭裁判所に問い合わせてください。

(ウ) 法務局・地方法務局

a 伝達事項

人権に関する相談等に対し、相談者に対して助言等を行います。また、相談等を通じて人権侵害の被害の申告を受けるなどした場合、人権侵害事件として立件し、調査の上で、事案に応じ、アドバイス等をしたり、当事者間の話し合いを仲介したり、人権侵害を行った者に対して反省を促すための説教をしたりするなどの措置を講じます。ただし、上記の措置はいずれも任意のものであり、強制力はありません。

相談の際には、担当者から事案の内容について尋ねられるため、誰が、誰から、どこで、どのような人権侵害を受けているのかをあらかじめ整理していただくと窓口での相談がスムーズになります。

b 資料

- ・身分証明書（可能な限り御持参ください。）

(I) 外務省領事局海外邦人安全課

a 伝達事項

調査対象者は、生存する日本国籍者のみ。

被調査人に調査の趣旨を説明し、本人から同意が得られた場合のみ情報を開示する。

b 資料

特にありません。

(10) 行政に関する御意見・御要望（どこの機関に相談するのか分からない、相談先の対応に意見がある）

ア 相談窓口

「行政相談」は、国の行政に関する照会、要望などの相談を受ける機関ではありますが、相談者の主訴が、国の行政に関わるものか、地方公共団体・民間に関わるものか分からないこともあり、どこに相談したら良いか分からない場合でも、行政相談を案内することができます。

イ 伝達事項及び資料

(7) 伝達事項

困り事の経緯（時期、場所、事実関係、関係する行政機関名）

(4) 資料

行政機関等から送られた文書（通知）

(11) 進学関係（授業料、学費等の悩み）

ア 相談窓口

進学を希望する教育機関や支援を希望する費用の種類により、相談先が異なります。

- ・相談者が高校段階への進学を希望しており、授業料の支援を求めている場合は、進学希望先・在学先に応じて、国立、公立、私立の高等学校等就学支援金窓口を案内してください。
- ・相談者が高校段階への進学を希望しており、教科書費や教材費などの授業料以外の教育費の支援を求めている場合は、高校生等奨学給付金窓口を案内してください。

- ・相談者が大学・短期大学・高等専門学校（４年、５年）・専門学校への進学を希望している場合は、日本学生支援機構奨学金相談センターを案内してください。

イ 伝達事項及び資料

(7) 文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室高校修学第一係（国立の高等学校等の授業料支援を希望する場合）

a 伝達事項

- ・収入要件などの判定基準を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。
- ・やむを得ない理由で家計が急変した場合にも、就学支援金の支給を受けられる可能性があります。

b 資料

- ・特にありません。

(1) 各都道府県の公立高等学校等就学支援金窓口（公立の高等学校等の授業料支援を希望する場合）

a 伝達事項

- ・収入要件などの判定基準を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。
- ・やむを得ない理由で家計が急変した場合にも、就学支援金の支給を受けられる可能性があります。

b 資料

- ・特にありません。

(ウ) 各都道府県の私立高等学校等就学支援金窓口（私立の高等学校等の授業料支援を希望する場合）

a 伝達事項

- ・収入要件などの判定基準を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。
- ・やむを得ない理由で家計が急変した場合にも、就学支援金の支給を受けられる可能性があります。

b 資料

- ・ 特にありません。

(I) 各都道府県の高校生等奨学給付金窓口（教科書費や教材費などの授業料以外の教育費支援を希望する場合）

a 伝達事項

- ・ 生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯が対象です。
- ・ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。

b 資料

- ・ 特にありません。

(II) 日本学生支援機構奨学金相談センター（大学・短期大学・高等専門学校（4年、5年）・専門学校への進学を希望する場合）

a 伝達事項

- ・ 大学等の進学に当たって利用できる経済的支援として、授業料等減免と給付型奨学金を併せて行う「高等教育の修学支援新制度」や日本学生支援機構の貸与型奨学金があります。申請の要件や必要な書類等については、日本学生支援機構のHPを御参照いただき、御不明点があれば日本学生支援機構奨学金相談センター（0570-666-301）を御案内ください。

b 資料

日本学生支援機構 HP: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>
（必要書類については、利用する制度毎に異なるため申込み手続きについて掲載している日本学生支援機構のHPを御案内ください。）

(12) その他（寄附の不当な勧誘に関する情報を提供したい）

ア 情報提供窓口

相談者が、相談のほか、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報の提供を行いたいという場合には、消費者庁ウェブサイトの情報提供窓口があることを案内してください。

イ 伝達事項及び資料

- ・ 個別のトラブルを解決することを目的とする窓口ではありません。
- ・ 令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に係る情報を提供してください。
- ・ 提供のあった情報は、不当寄附勧誘防止法に基づく調査に活用させていただきますが、調査の状況や結果等のお問い合わせには、一切お答えできません。
- ・ 情報提供を行うに当たり特に必要とする資料はありません。
- ・ オンラインによる情報提供を希望する場合は、「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」ページ (<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>) を案内してください。
- ・ 郵送による情報提供を希望する場合は、上記「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」ページに記載の報告内容を書面に記載の上、以下の宛先まで郵送するよう、案内してください。

(宛先)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館
消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室

以上

	①金銭的被害（財産の被害）			②身体的被害及びその危険、行為の強制（生命身体被害・不安）				③-1 献金等による生活苦		
機関名・概要	<p>法テラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度や各種相談機関に関する情報提供（経済的に余裕のない方） ・弁護士による無料法律相談 ・弁護士費用等の立替え 	<p>消費者庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の取消し等に関する方法の教示及び助言 	<p>警察庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じた指導・助言 ※緊急性が認められる場合は「110番通報」 	<p>法テラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁 金銭的な被害欄の記載と同じ 	<p>児童相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じた指導・助言 ・相談内容に応じた一時保護の実施 	<p>配偶者暴力相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じた指導・助言 ・相談内容に応じた一時保護の実施 	<p>法テラス</p>	<p>生活困窮者自立相談支援機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援や家計再建支援等 	<p>各市区町村のひとり親家庭支援担当部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等のこどもの学習支援や子ども食堂等における食事の提供 	
伝達事項	<p>・被害の内容や経緯の概要（ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行います。電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。）</p>	<p>・契約内容（契約書等）、契約に至った経緯（契約場所や勧誘時の説明内容等）や相手とのやり取りが分かるもの</p>	<p>・契約及び申込年月日、契約に至った経緯（勧誘者、契約場所、勧誘者のセールストーク内容など）</p> <p>・対象（商品・役務の内容、購入金額など）、代金の支払方法</p>	<p>金銭的被害欄の記載と同じ</p>	<p>・身体的被害や脅迫を受けた年月日、場所、手段・方法</p> <p>・暴行・脅迫の内容、経緯（相手方との接触経緯・状況等）</p> <p>・相談者以外が被害を受けた場合は、これら被害を受けた人（相談者との関係性等）</p>	<p>・誰に何をされたのかを具体的に職員にお伝えください。</p>	<p>・誰に何をされたのかを具体的に職員にお伝えください。</p>	<p>・債務や生活状況の概要（ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行います。電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。）</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
資料	<p>・なし（ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。）</p>	<p>なし</p>	<p>・相手方を特定できる資料（名刺等）</p> <p>・相手方から購入した商品などの内容が分かる資料（パンフレット、現物等）</p> <p>・相手方との取引内容が分かる資料（申込書、契約書等）</p> <p>・相手方とのやり取りが分かる資料（メール、ボイスレコーダー、動画、通話履歴等）</p> <p>・代金の支払状況が分かる資料（領収書、代金振込金控え等）</p>	<p>・結婚式に参加した場合は、結婚式に参加したことが分かる資料（パスポート、渡航記録、パンフレット、戸籍謄本等）</p> <p>・相手方による暴行・脅迫の内容が分かる資料（メール、脅迫文言を録音したボイスレコーダー、動画、通話履歴等）</p> <p>・その他、メール等、相手方とのやり取りが分かる資料</p> <p>・身体的被害を受けた場合は、それが分かる資料（写真、診断書、メール、被害を知っている人等）</p> <p>・被害を受けた人が特定できるもの（運転免許証等）</p>	<p>・受傷部位（キズ）の画像データや診断書等</p>	<p>・受傷部位（キズ）の画像データや診断書等</p>	<p>・なし（ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。）</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	
TEL等	0570-078374	188	#9110	#9110		#8008	0570-078374			
受付時間	平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00	地域により異なる	地域により異なる	地域により異なる			平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00			

	③-2 就労に関する悩み	④誹謗中傷・嫌がらせ				⑤個人情報が悪用されないか不安	⑥-1 心の悩みがある		
機関名・概要	ハローワーク	法テラス ・法制度や各種相談機関に関する情報提供 (経済的に余裕のない方) ・弁護士による無料法律相談 ・弁護士費用等の立替え	警察庁 ・相談内容に応じた指導・助言 ※緊急性が認められる場合は「110番通報」	違法有害情報相談センター ・削除方法等の教示及び助言 ※インターネット受付のみ	法務局・地方法務局 ・相談内容に応じた対応方法の教示及び助言 ・人権侵害に係る事実関係の調査を行った上で、事案に応じた適切な措置(削除要請など)の実行	個人情報保護委員会 ・個人情報保護法や個人情報保護制度についての教示 ・個人情報の取扱いに係る助言	精神保健福祉センター ・こころの健康の保持と向上のための助言	孤独・孤立対策担当室孤独・孤立対策ウェブサイト(チャットボット)	よりせいホットライン ・自分の気持ちや悩みを打ち明けられる場所を提供
伝達事項	・就職に関する悩み等について、相談窓口にお伝えください。	・被害の内容や経緯の概要(ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行います。電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。)	・誹謗中傷を受けた年月日、場所、手段・方法、誹謗中傷の内容、経緯(相手方との接触経緯・状況等) ・誹謗中傷を受けた人(相談者との関係性等) ※未成年者自身の電話相談の場合で、保護者への相談が可能であるときは一緒に警察相談専用電話に相談するよう助言してください。	・削除依頼の方法などのアドバイスを行う機関であり、相談者に代わって削除要請を行う機関ではありません。相談の受付及びやりとりは、インターネットで行うこととなります。「違法有害情報相談センター」で検索して出てきたウェブページ(https://ihaho.jp/)で手続を行ってください。 ・相談内容の登録の際には、具体的な相談内容や経緯等を詳しく書くよう求められるため、「どうして、どこで、何が起って困っているのか」をあらかじめ整理しておくよう、助言してください。	・法務局・地方法務局が書き込みの違法性を判断し、違法性を認めれば、プロバイダ等に削除要請をします。この要請は、任意の措置であるため、削除されない場合があります。	・相談者が特定の団体等に提供した個人情報の取扱い等に関連した、個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度について問合せが可能です。	・心の健康に関する具体的な症状(感情のコントロールが難しい、長い間意欲が湧かないなど)を相談窓口にお伝えください。	・「あなたはひとりじゃない」という検索ワードで検索していただくと該当ウェブページ(https://www.notalone-cas.go.jp/)が出てきます。表示された質問に答えると適切な相談窓口が1つ又は複数提示されますので、当該機関に御相談ください	なし
資料	なし	・なし(ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。) ・メール等、相手方とのやり取りが分かる資料 ・誹謗中傷の被害を受けた人が特定できるもの(運転免許証等) ・相手方が特定できるもの(名刺等)	・誹謗中傷を受けたことが分かる資料(ネット上の投稿内容、メール通話履歴等) ・メール等、相手方とのやり取りが分かる資料 ・誹謗中傷の被害を受けた人が特定できるもの(運転免許証等) ・相手方が特定できるもの(名刺等)	・メールアドレス(必須) ・情報が掲載されているウェブサイトの場所(ウェブサイトの名前や、どういった種類のウェブサイト(掲示板なのかブログなのか)か、など)(必須) ・情報が掲載されているウェブサイトのURL ・情報が掲載されている箇所の画像(スクリーンショット)	・掲載されている場所(名称等)又はURL(必須) ・身分証明書(可能な限り御持参ください。) ・誹謗中傷・嫌がらせが掲載されているウェブページを印刷したもの	なし	なし	なし	なし
TEL等	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html	0570-078374	#9110	https://www.ihaho.jp	0570-003-110	03-6457-9849		https://www.notalone-cas.go.jp/	0120-279-338 ※岩手、宮城、福島は、0120-279-226
受付時間	地域により異なる	平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00	地域により異なる		平日8:30~17:15				

	⑥-2 学校生活の様々な悩み		⑦親族関係（親族関係に関する悩み、不安）			
機関名・概要	24時間子供SOSダイヤル ・子供（小学校・中学校・高校・特別支援学校の児童生徒）やその保護者等を相談者とする学校でのいじめや人間関係など、学校に関する悩みへの助言	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談 ・学校における心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーへの相談	法テラス ・法制度や各種相談機関に関する情報提供 （経済的に余裕のない方） ・弁護士による無料法律相談 ・弁護士費用等の立替え	家庭裁判所 ・離婚や家族関係の調整等に関する調停や審判手続等について教示	法務局・地方法務局 ・相談内容に応じた対応方法の教示及び助言 ・人権侵害に係る事実関係の調査を行った上で、事案に応じた適切な措置（削除要請など）の実行	外務省領事局海外邦人安全課 ・海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在が確認されていない日本人の連絡先等を確認。
伝達事項	・当該ダイヤルに電話をすれば、原則として電話を掛けた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。 「電話したが話し中だった」と言われた場合、当該ダイヤルに何度かかけていただくようお願いください。	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる日時等については、各学校で異なりますので、相談を希望する場合には、学校にお問い合わせいただくようお願いください。	・悩みの内容や経緯の概要（ただし、法テラスでは情報提供のほか、法律相談をするための案内又は予約を行いますが、電話した先ですぐに法律相談ができるわけではありませんので、御注意ください。）	・一般的な家事事件の手続の説明は、最高裁判所のホームページ（ https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/index.html ）に掲載されており、「トップ→裁判手続案内→家事事件」と進むと当該ページを開くことができます。 ・家庭裁判所の窓口では「家事手続案内」を受けられます。この窓口では、手続種類やその概要の説明は受けられますが、内容のアドバイス（法律相談）を受けることはできません。 ・手続を申し立てることができる裁判所は、手続により異なりますが（※）、まずは、最寄りの家庭裁判所に御相談ください。 ※ 調停であれば、一般的に調停の相手方の住所地又は相談者と相手方の合意で決める裁判所が管轄となります。申立てには、収入印紙と郵券の費用が必要となり、手続によってその金額は異なります（離婚又は円満調停の申立てをする場合であれば、一般に合計2500円程度です。）。	・人権に関する相談等に対して、相談者に対して助言等を行い、被害の申告があれば、調査の上で、当事者間の話し合いを仲介したり、人権侵害を行った者に対して反省を促すための説示をしたりするなどの措置を講じます。ただし、上記の措置はいずれも任意のものであり、強制力はありません。 ・相談の際には、担当者から事案の内容について尋ねられるため、誰が、誰から、どこで、どのような人権侵害を受けているのかをあらかじめ整理していただくと窓口での相談がスムーズになります。	・調査対象者は、生存が見込まれる日本国籍者に限ります。 ・本調査は、配偶者及び三親等内の親族（三親等内の血族及び姻族）からの依頼に限りお受けしています。 ・調査対象者の連絡先が判明し、連絡がついた場合でも、個人情報保護の観点から、調査対象者に、調査依頼人の氏名、調査の趣旨・目的を伝えたくうえで、依頼人への連絡先等の通知について被調査人本人の同意を得る必要があります。本人の同意が得られない場合、連絡先は回答できません。
資料	なし	なし	・なし（ただし、法律相談の際は、その相談内容に関連する資料を用意することが望ましいです。）	・申立書以外に、戸籍などの添付書類が必要になることがあります。手続により異なりますので、詳しい必要書類は、まずは、最寄りの家庭裁判所に問い合わせてください。	・必要に応じて、人権侵犯被害申告シート（「人権侵犯被害申告シート」で検索すると、様式をダウンロードすることが可能であり、記入しておくことと窓口での相談がスムーズになります。）	なし （実際に依頼をする際には戸籍等が必要となります。）
TEL等	0120-0-78310		0570-078374		0570-003-110	03-5501-8000 内線5144
受付時間	夜間休日を合わせて24時間対応		平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00	地域により異なる	平日8:30～17:15	平日9時00分～12時30分、13時30分～17時45分

	⑧行政に関する御意見・御要望	⑨進学関係（授業料、学費等の悩み）				⑩ その他(寄附の不当な勧誘に関する情報を提供したい)	
機関名・概要	行政相談 ・行政への苦情や意見・要望を受け付け、制度・運営の改善を促進	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室高校修学第一係 (国立の高等学校等の授業料支援を希望する場合)	各都道府県の公立高等学校等就学支援金窓口 (公立の高等学校等の授業料支援を希望する場合)	各都道府県の私立高等学校等就学支援金窓口 (私立の高等学校等の授業料支援を希望する場合)	各都道府県の高校生等奨学給付金窓口（教科書費や教材費などの授業料以外の教育費支援を希望する場合）	日本学生支援機構奨学金相談センター	消費者庁 (消費者政策課寄附勧誘対策室) ・法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供の受付
伝達事項	・困り事の詳細（時期、場所、事実関係、関係する行政機関名）	・収入要件などの判定基準を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。 ・やむを得ない理由で家計が急変した場合にも、就学支援金の支給を受けられる可能性があります。	・収入要件などの判定基準を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。 ・やむを得ない理由で家計が急変した場合にも、就学支援金の支給を受けられる可能性があります。	・収入要件などの判定基準を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。 ・やむを得ない理由で家計が急変した場合にも、就学支援金の支給を受けられる可能性があります。	・生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯が対象です。 ・家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。	・大学等の進学に当たって利用できる経済的支援として、授業料等減免と給付型奨学金を併せて行う「高等教育の修学支援新制度」や日本学生支援機構の貸与型奨学金があります。申請の要件や必要な書類については、日本学生支援機構のHPを御参照いただき、御不明点があれば日本学生支援機構奨学金相談センターを御案内ください。	・個別のトラブルを解決することを目的とする窓口ではありません。 ・令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に係る情報を提供してください。 ・提供のあった情報は、不当寄附勧誘防止法に基づく調査に活用させていただきますが、調査の状況や結果等のお問い合わせには、一切お答えできません。 ・郵送の希望の方の送付先は以下のとおりです。 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館 消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室
資料	・行政機関等から送られた文書（通知）	なし	なし	なし	なし	日本学生支援機構HP： https://www.jasso.go.jp/shogaku kin/index.html (必要書類については、利用する制度毎に異なるため申込み手続きについて掲載している日本学生支援機構のHPをご案内ください。)	なし
TEL等	0570-090110	03-5253-4111 (内線3577)				0570-666-301	(消費者庁HP・ウェブフォーム) 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム (https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214)
受付時間	平日8:30～17:15	平日9時30分～18時15分	各都道府県により異なる	各都道府県により異なる	各都道府県により異なる	月曜～金曜：9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)	(消費者庁HP・ウェブフォーム) 夜間休日を含めて24時間受付